

議案第 5 2 号

三田市ふれあいと創造の里条例の一部を改正する条例の制定について

三田市ふれあいと創造の里条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 8 月 2 4 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市ふれあいと創造の里条例の一部を改正する条例

三田市ふれあいと創造の里条例（平成8年三田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「、陶芸館に作陶室及び展示室」を削り、同条第3項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第3条の2第2号中「陶芸館及び」を削る。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。